

刑事判例研究 (4)

中央大学刑事判例研究会

花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が折り重なって転倒して死傷者が発生した事故について、警察署副署長に同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯は成立しないとされた事例

谷 井 悟 司

〔平成二六年（あ）第七四七号、業務上過失致死傷被告事件、最高裁平成二八年七月二二日第三小法廷決定、刑集七〇卷六号四一一頁、裁時一六五六号五頁〕

【事実の概要】

1 本件事故の概要

平成一三年七月二一日午後七時四五分頃から午後八時三〇分頃までの間、第三二回明石市民夏まつりの行事である花火大会等が実施されたが、その際、花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋上において、多数の参集者が折り重なって転倒する

いわゆる群衆なだれが発生し、その結果、一一名が死亡し、一八三名が傷害を負った（以下「本件事故」という。）。

2 本件事故当日に至るまでの警備計画策定に関わる事実関係

当時明石警察署署長であったC（以下「C署長」という。）は、同警察署管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督するものとされており、同警察署管内で行われる本件夏まつりにおける同警察署の警備計画（以下「本件警備計画」という。）の策定に関しても最終的な決定権限を有していた。

同警察署副署長であった被告人は、同警察署内の警察事務全般にわたって、C署長を補佐するとともに、その命を受けて同警察署内を調整するため配下警察官を指揮監督する権限を有するものとされており、本件警備計画の策定に関しても、C署長を補佐し、計画策定の担当者らを指揮監督する権限を有していた。

同警察署地域官であったB（以下「B地域官」という。）は、同警察署における雑踏警備を分掌事務とする地域課企画係の責任者を務めていたところ、C署長の指示を受け、本件警備計画の策定の責任者となった。

C署長の直接の指揮監督のもと、B地域官は、配下警察官を指揮して本件警備計画を作成させた。その際、被告人は、本件警備計画の策定について担当者に助言し、あるいは、会議の場で、本件警備計画の問題点を指摘するなどしていた。もともと、策定された本件警備計画は、警察による規制の必要性を判断する方法、その場合に現場の警察官がとるべき具体的な行動や、明石市が契約した警備会社の警備員との連携体制が示されていないなど、なお問題点のあるものであった。

3 本件事故当日の警備実施に関わる事実関係

本件事故当日、C署長は、明石警察署内に設置された署警備本部の警備本部長として、雑踏対策をはじめとする本件夏まつりの警備全般が適切に実施されるよう、現場に配置された各部隊を指揮監督し、警備実施を統括する権限及び義務を有していた。

被告人は、署警備本部の警備副本部長として、本件夏まつりの警備実施全般についてC署長を補佐する立場にあり、情報を収集してC署長に提供するなどした上、不測の事態が発生した場合やこれが発生するおそれがあると判断した場合には、積極的にC署長に進言するなどして、C署長の指揮権を適正に行使させる義務を負っていた。

なお、署警備本部にいたC署長や被告人が本件歩道橋付近に関する情報を収集するには、現場の警察官からの無線等による連絡や、現場に設置された監視カメラから歩道橋内の映像を映すテレビモニターによるしかなかった。

一方、B地域官は、現場に設けられた現地警備本部の指揮官として、配下警察官を指揮し、参集者の安全を確保すべき業務に従事しており、現場の警察官に会って直接報告を受け、また、警備会社の警備員の統括責任者らと連携して情報収集することができ、現場付近に配置された機動隊の出動についても、自己の判断で、C署長を介して、あるいは、自ら直接要請してこれを実現できる立場にあった。

実際、B地域官は、現場で配下警察官を指揮して雑踏警備にあたり、被告人は、署警備本部内において、現場の警察官との電話等により情報を収集し、C署長に報告、進言するなどしていた。もともと、午後八時頃、本件歩道橋内の混雑状況が警察による規制を必要とする段階に至っていたにもかかわらず、B地域官および被告人は、機動隊の出動を要請するなどして、本件歩道橋内への流入規制を実施することはなかった。

4 訴訟の経過

以上の事実関係につき、本件花火大会の実質的な主催者であった明石市の職員三名、明石市が契約した警備会社の警備員の統括責任者であった同社支社長、および、B地域官の計五名が業務上過失致死傷罪で起訴され、有罪判決が確定している（最終平成二二年五月三一日刑集六四卷四号四四七頁）⁽¹⁾。

これに加えて、改正檢察審査会法（平成一六年法律第六二号）に基づく強制起訴の最初の対象者として、被告人が業務上過失致

死傷罪で起訴された。もともと、被告人に対する起訴は、本件事故からすでに八年余が経過してなされたものであったことから、公訴時効の完成により免訴となる可能性があった。⁽²⁾そこで、指定弁護士は、雑踏警備の実施段階における、本件歩道橋内への流入規制を実施しなかつた過失に関するB地域官との過失共同正犯または過失の競合を本位的訴因として、これに加えて、本件警備計画の策定段階における、雑踏事故の発生を未然に防止する体制を構築しなかつた過失に関するB地域官との過失共同正犯または過失の競合を予備的訴因として、これらが刑法二五四条二項にいう「共犯」に該当し、被告人に対する関係でも公訴時効が停止していると主張した。⁽³⁾

原々審（神戸地判平成二五年二月二〇日刑集七〇巻六号四八三頁）⁽⁴⁾および原審（大阪高判平成二六年四月二三日刑集七〇巻六号五四四頁）⁽⁵⁾はともに、その理由づけに相違がみられるものの、本位的訴因・予備的訴因のいずれについても被告人には過失が認められないため業務上過失致死傷罪が成立せず、B地域官との過失共同正犯も過失の競合も否定されることから、刑法二五四条二項に基づく公訴時効の停止は認められないとして、被告人を免訴とした。

これに対して指定弁護士が上告した。

【決定要旨】

上告棄却。

「本件において、被告人とB地域官が刑法二五四条二項にいう『共犯』に該当するというためには、被告人とB地域官に業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要がある。

そして、業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同して違反したことが必要であると解されるころ、以上のような明石警察署の職制及び職務執行状況等に照らせば、B地域官が本件警備計画の策定の第一次的責任者ないし現地警備本部の指揮官という立場にあったのに対し、被告人は、副署長ないし署警備本部の警備副本部長として、C署長

が同警察署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立場にあったもので、B地域官及び被告人がそれぞれ分担する役割は基本的に異なっていた。本件事故発生の防止のために要求され得る行為も、B地域官については、本件事故当日午後八時頃の時点では、配下警察官を指揮するとともに、C署長を介し又は自ら直接機動隊の出動を要請して、本件歩道橋内への流入規制等を実施すること、本件警備計画の策定段階では、自ら又は配下警察官を指揮して本件警備計画を適切に策定することであったのに対し、被告人については、各時点を通じて、基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであったといえ、本件事故を回避するために両者が負うべき具体的注意義務が共同のものであったということではできない。被告人につき、B地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する余地はないというべきである。

そうすると、B地域官に対する公訴提起によって刑法二五四条二項に基づき被告人に対する公訴時効が停止するものではなく、原判決が被告人を免訴とした第一審判決を維持したことは正当である」。

【研究】

I 本件の争点

本件において主として争点となったのは、本位的訴因あるいは予備的訴因について、被告人にB地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯あるいは過失の競合が成立し、刑法二五四条二項に基づく公訴時効の停止が認められるのか、という点である。

この点、刑法二五四条二項は、「共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する」と定めており、ここでいう「共犯」に過失共同正犯が含まれることに争いはないものの、指定弁護士が主張する過失の競合も同様にこれに含まれるかが問題となる。これについて本決定は、「被告人とB地域官が刑

訴法二五四条二項にいう『共犯』に該当するというためには、被告人とB地域官に業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要がある」として、過失の競合が刑訴法二五四条二項にいう「共犯」に該当しないことを前提としている。その理由づけは明らかでないものの、結論においては、刑訴法二五四条二項は例外的に公訴時効の停止事由を定めたものであり、過失の競合は法律上も解釈上も共犯の例によるとされていらないことに鑑みると、この点に関する本決定の判断は妥当なものといえよう。⁽⁶⁾

したがって、以下では、刑訴法二五四条二項に基づく公訴時効の停止が認められるためには、本位的訴因あるいは予備的訴因につき被告人にB地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要があることを前提に、両者の間で過失共同正犯が成立しないとされた本決定の判示部分に焦点を当てて検討を加える。

II 本決定の論理

具体的な検討に先立ち、まずは、本決定が被告人とB地域官との過失共同正犯の成立を否定した論理を確認する。本決定は、まず「業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同して違反したことが必要である」とした上で、ついで「明石警察署の職制及び職務執行状況等に照らせば：B地域官及び被告人がそれぞれ分担する役割は基本的に異なっていた」こと、そして、「本件事故発生の防止のために要求され得る行為も」、B地域官と被告人とは異なっていたことを理由に、「本件事故を回避するために両者が負うべき具体的注意義務が共同のものであったということとはできない」として、両者の間に「業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する余地はない」と判示している。

このように本決定は、B地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯の成否を問題として取り上げ、その成立要件を定立・検討した上で、本位的訴因・予備的訴因のいずれについてもその該当性を否定している。この点で、原々審・原審の論理構造、すなわち、各訴因につき、被告人の過失の有無を中心に検討し、これが認められないことを理由に業務上過失致死傷罪の成立を否定し、もって、同罪の共同正犯の成立をも否定したという論理構造とは異なるものである。本決定と原々審・原審との間でその理論構成に差異が生じた理由を本決定の判示事項から読み取ることとはできないが、公訴時効の完成に基づく免訴判決の可否との関係で中心的な問題となるのが刑法二五四条二項の「共犯」該当性、すなわち、被告人とB地域官との過失共同正犯の成否であったことに照らすと、このことに正面から検討を加えた本決定の理論構成にも合理性が認められよう。⁽⁷⁾ もともと、その際に要件として掲げられた共同義務の共同違反については、そこで要求される共同義務の具体的内容や、いかなる場合に共同義務が肯定されるのか、そして、被告人とB地域官との間で分担する役割や事故防止のために要求され得る行為が異なることがなぜ共同義務を否定することになるのかなど、なお明らかでない点も多い。

Ⅲ 関連判例

1 判例・裁判例

そもそも、この過失共同正犯という概念に関しては、最判昭和二八年一月二三日刑集七卷一号三〇頁（メタノール販売事件）が、意思連絡および注意義務違反行為の共同実行に着目した判断を下して以来、判例において確立したものと捉えられる。もともと、東京地判平成四年一月二三日判時一四一九号一三三頁（世田谷通信ケーブル火災事件）で、

いわゆる共同義務の共同違反が過失共同正犯の成立要件として明示されたものの、その後の裁判例、たとえば、東京地判平成一八年六月一五日公刊物未搭載（慈恵医大青戸病院事件）などでは、必ずしも共同の注意義務の存在が明示されているわけではなく、単に共同で注意義務違反行為を行ったことが指摘されているにとどまる⁽⁸⁾。

このように、本決定と同様、過失共同正犯の成立要件として共同義務の共同違反を明確に掲げた事案はそれほど多くない。事実、先にみた東京地判平成四年一月二三日判時一四一九号一三三頁が、互いに作業員であった被告人らは使用していたトーチランプを指差し呼称するなどして確実に消火したことを相互に確認し合うものとされていたことを理由に共同の注意義務の存在を認定しているほか、札幌地裁小樽支判平成一二年三月二一日判時一七二七号一七二頁において、雪上散策ツアーに際して参加者らが雪崩に巻き込まれて死傷した事案につき、同ツアーのガイドであった被告人二名には、共同して雪崩による遭難事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったとされ、名古屋地判平成一九年七月九日裁判所ウェブサイトにおいて、車中に置き去りにされた乳児が熱中症により死亡した事案につき、当該乳児の両親であった被告人らには、お互いが協力して熱中症などの危険を防止するための措置を講ずべき共同の注意義務があったとされたのが見受けられる程度である⁽⁹⁾。もっとも、共同義務の共同違反を明示せず、単に共同で注意義務違反行為を行ったことを挙げている裁判例についても、たとえば、前掲東京地判平成一八年六月一五日公刊物未搭載において、被告人であった執刀医らは互いに協力して危険な手術の実施を同じく避けるべき立場にあったことに照らせば、注意義務違反行為の共同実行を認定するにあたり、被告人らが共同の注意義務を負っていたことが念頭に置かれてみるとみる余地は十分にありうるものと思われる。

2 従来の裁判実務の判断枠組み

以上のことから、従来の裁判実務は、過失共同正犯の成立要件として、注意義務違反行為の共同実行を重視しており、いわゆる共同義務の共同違反という概念は、この注意義務違反行為の共同実行を基礎づけるものとして理解されているといえよう。この点、共同義務という概念については、前掲東京地判平成四年一月二三日判時一四一九号一三三頁において、「相互利用・補充による共同の注意義務」であると示されているにとどまり、過失共同正犯の成立に必要となる共同義務の具体的内容や発生根拠を一般的に示したものはなく、これに関する裁判実務の統一的な理解を見て取ることは困難であるが、共同義務の認定にあたっては、被告人らの地位・役割や、被告人同士の人的関係、被告人らが実施すべき結果回避措置の内容といった、種々の事情が総合考慮されていることがうかがわれる⁽¹⁰⁾。その上で、被告人らはそれぞれ個別独立に単独で結果回避措置を実施することが求められていたのではなく、共同作業の中で互いに協力して結果回避措置を実施することが求められていたといえるのか否かが重視されているものと解される。互いに協力して結果回避措置を実施することが求められていたにもかかわらず、行為者らがこれを互いに怠ってはじめて、注意義務違反行為が共同実行されたものと評価しうるのであって、このような理解は、先に示した従来の裁判実務の判断とも整合するものと思われる。

IV 検討

以上の分析を踏まえて、本決定の判断を検討する。前述のとおり、本決定は、本位的訴因にあたる本件警備計画の策定段階、そして、予備的訴因にあたる雑踏警備の実施段階のいずれについても、被告人とB地域官が負うべき具体

的注意義務は共同のものであったといふことはできないとして、共同義務の存在を否定している。以下では、本決定の判断順序とは異なるものの、時系列に即して、予備的訴因、本位的訴因の順にそれぞれ検討を進める。

1 予備的訴因（本件警備計画の策定段階の過失）について

（1）予備的訴因の内容

まず、予備的訴因について、指定弁護士は、「被告人は、Bとともに、本件夏まつり当日に至るまでに、本件夏まつりに関する明石署の雑踏警備計画において、本件歩道橋を警備要点として指定するとともに、花火大会開始前からの参集者の迂回路への誘導や群衆の分断による本件歩道橋への流入規制等の具体的な危険防止措置と、かかる危険防止措置を講じるための警備部隊の編成及び任務を自ら策定し、又はCに進言して策定せしめ、もしくは配下警察官をして策定せしめたうえ、その実施を本件夏まつり当日の警備に従事する警察官に周知徹底させ、もって、Bと共同して、雑踏事故の発生を未然に防止する体制を構築すべき業務上の注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、Bとともに漫然放置した」と主張する。⁽¹⁾

（2）警備計画策定段階における共同義務

この点、原々審は、被告人につき、警備計画策定段階における本件事故発生 of 具体的予見可能性および結果回避可能性を否定したのに対し、原審はこれを肯定し、それでもなお、計画策定に関する被告人の権限行使を注意義務違反と評価することはできないとした。このように、原々審および原審においては、被告人とB地域官との共同義務の存否について何ら判断が示されていないかった。

これに対して本決定は、被告人とB地域官とでは、本件警備計画の策定段階において分担する役割が基本的に異なっていたこと、そして、その段階で本件事故発生の防止のために要求され得る行為も異なるものであったとして、警備計画策定段階における共同義務の存在を否定している。

まず、役割分担に相違があったことの指摘は、被告人とB地域官とが、互いに協力して本件事故防止にあたるべき立場にないことを示すためのものであったと思われる。すなわち、B地域官は、本件警備計画策定に関する第一次的責任者として、本件警備計画から雑踏事故が生ずるのを直接的に防止すべき立場にあったといえるのに対し、被告人は、副署長として、C署長が同警察署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立場にあったにすぎず、本件警備計画の策定に関していえば、最終的な決定権限を有していたC署長、そして、その指揮監督下にあつて第一次的な責任を有していたB地域官を介して、あくまで本件警備計画から雑踏事故が生ずるのを間接的に防止すべき立場にあったにすぎない。この点、たしかに、実際の職務執行状況によれば、本件警備計画の策定にあつて、被告人は、担当者への助言や会議の場での問題点の指摘などにより、B地域官に協力していた事実も認められる。もっとも、上述した役割分担の相違に鑑みると、本来的にはB地域官は自らの責任と権限のもと計画策定を実施することが求められていたのであつて、その際、被告人の協力が必要不可欠なものではなかつた。そして、被告人自身は、その職制上、警備計画を策定すべき立場にあつたわけではなく、あくまで、C署長による指揮監督を補佐する立場にあつたにとどまる。そうだとすれば、本件警備計画の策定につき、被告人とB地域官とは事実上の協力関係に立っていたとしても、両者が常に、互いに協力して本件事故防止にあたるべき立場にあつたとまではいえない。

このことは、本件事故発生の防止のために要求され得る行為の相違にも表れている。すなわち、B地域官は、自ら

または配下警察官を指揮して本件警備計画を適切に策定することが求められるのに対し、被告人は、原々審においても示されていたように、基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することが求められるとされた。ここでは、B地域官については、自己の責任と権限のもと本件警備計画を適切に策定することで、本件警備計画から雑踏事故が生ずるのを直接的に防止することが要求されている一方で、被告人については、C署長に進言するなどしてB地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐するというように、C署長およびB地域官を介して、あくまで本件警備計画から雑踏事故が生ずるのを間接的に防止することが要求されるにすぎないと考えられていることがうかがえる。

そして、B地域官に要求される直接的な事故防止行為と、被告人に要求される間接的な事故防止行為とは、互いに協力して実施されるべき性質のものではない。すなわち、本件警備計画の適切な策定は、それに関する第一次的な責任を有していたB地域官自身が実施すべきものであって、C署長を補佐する立場から被告人はこれを監督是正すべきであったとみる余地はあっても、被告人とB地域官とが互いに協力して実施すべきものであったとはいいがたい。上述したように、被告人がこのような監督者的立場からB地域官に対して協力するという側面が事実的であったとしても、B地域官が独立して計画策定を実施することが可能であったことに照らせば、警備計画の策定につき両者は常に協力すべき関係にあったというわけではないのである。他方で、C署長によるB地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することは、まさにC署長を補佐する立場にあった被告人自身が実施すべきものであって、そのような立場にないB地域官が協力すべきものではない。

このように、被告人とB地域官とに求められていた結果回避措置は、それぞれ別個独立に単独で実施されるべきも

のであって、互いに協力して実施することが求められていたものとはいえない。本決定が、本件警備計画の策定段階における共同義務の存在を否定したその根拠は、この点に求めることができよう。⁽¹²⁾

ところで、本決定は、被告人とB地域官の共同義務を否定するにあたり、「本件事故を回避するために両者が負うべき具体的注意義務が共同のものであったということはできない」としているが、その意味するところは、関与者各人が負うべき注意義務の内容を抽象化することによって共同義務、ひいては、過失共同正犯の成立範囲が過度に拡張してしまうことを防止する点にあるものと思われる。たしかに、注意義務の共同を強調してその内容を抽象化すれば、関与者各人が一定の結果回避措置を互いに協力して実施すべきであったとみることは容易となるが、このような形で共同義務を広く認め、関与者を幅広く過失共同正犯として取り込んでしまうことには疑問がある。共同義務の存否は過失共同正犯と過失同時犯とを分かち重要なメルクマールの一つと解されるところ、義務内容の抽象化による共同義務の認定を無制約に許せば、両者の概念領域の区別は著しく不明瞭なものとなりかねない。⁽¹³⁾このような意識から、本決定は、被告人らが負うべき「具体的」注意義務を問題とすることによって、共同義務が安易に認定されてしまうことに一定の歯止めを掛けようとしたものとみられる。⁽¹⁴⁾

2 本位的訴因（雑踏警備の実施段階の過失）について

(1) 本位的訴因の内容

次に、本位的訴因について、指定弁護士は、「本件歩道橋において警察官による規制を必要とする程度の過密な滞留が生じ、雑踏事故発生の危険が現実化しそうな場合に適切に対応するため、自ら又は配下警察官をして、歩道橋へ

の参集者の流入・滞留状況や配下警察官による雑踏警備の状況実施を常時監視し、その危険が現実化しつつあった同日午後七時三〇分ころから午後八時一〇分ころまでの間に、警備会社と連携し、又は、本件夏まつり当日の警備に従事する警察官に指示して、参集者の迂回路への誘導や群衆の分断等により、本件歩道橋南側階段下からJ R朝霧駅へ向かう参集者の流入阻止を中核として、本件歩道橋内への流入規制を実施し、又はCに進言して実施せしめ、もつて、Bと共同して、雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったにもかかわらず、そのような事故は発生しないと軽信してこれを怠り、Bとともに漫然放置した」と主張する⁽¹⁵⁾。

(2) 雑踏警備実施段階における共同義務

この点、原々審は、雑踏警備の実施段階、とりわけ、警察による規制が必要な混雑状況となった午後八時頃の時点においても、被告人に本件事故発生の予見可能性があったとはいえず、過失を認めることはできないとし、原審もこの判断を是認している。他方、B地域官については、原々審の認定によれば、午後八時頃の時点で、配下警察官ら指揮するとともに、C署長を介しまたは直接に機動隊の出勤を要請することにより、歩道橋内への流入規制を実現すべき注意義務があったとされているが、これはB地域官に関する前掲最決平成二二年五月三一日刑集六四卷四号四七頁の判断を踏まえたものとみられる。もつとも、当該注意義務が被告人との間で共同義務となるのかについては、原々審・原審ともに、何ら判断を示していなかった。

これに対して本決定は、被告人とB地域官とでは、雑踏警備の実施段階において分担する役割が基本的に異なっていたこと、そして、その段階で本件事故発生の防止のために要求され得る行為も異なるものであったとして、雑踏警備の実施段階の共同義務の存在を否定している。

ここでも、上述した本件警備計画の策定段階で共同義務の存在を否定した際と同様の考慮を見て取ることができよう。すなわち、B地域官は、雑踏警備の実施段階においても、現地警備本部の指揮官として、当日の雑踏警備から本件事故が生ずるのを直接的に防止すべき立場にあった。そして、B地域官には、午後八時頃の時点で、配下警察官を指揮するとともに、C署長を介し又は自ら直接機動隊の出動を要請して、本件歩道橋内への流入規制等を実施することにより、本件事故の発生を直接的に防止することが要求されている。他方、被告人については、署警備本部の警備副本部長として、警備副本部長であったC署長を補佐する立場、すなわち、C署長に加え、その指揮監督下にあったB地域官を介して、あくまで当日の雑踏警備の実施から本件事故が生ずるのを間接的に防止すべき立場にあったにすぎない。そして、要求されうる行為としても、C署長に進言するなどB地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐するというように、C署長およびB地域官を介して、あくまで本件事故の発生を間接的に防止することにとどまっていた。ここでも、本件警備計画の策定段階におけるのと同様、B地域官には機動隊の出動要請による流入規制の実施という直接的な事故防止行為が、被告人にはC署長の指揮監督の補佐という間接的な事故防止行為が求められ、両者の事故防止行為は、それぞれ別個独立に単独で実施されるべきものであって、互いに協力して実施されるべき性質のものではなかったといえる。すなわち、機動隊の出動要請による流入規制についても、たしかに、B地域官に対する指示や決裁あるいはC署長への進言といった形で被告人がB地域官に対して協力するという側面が事実的にあったとしても、B地域官が独立して当該措置を実施することが可能であったことに照らせば、その性質上、両者がこれを常に協力して実施すべき関係にあったというわけではないのである。他方、C署長による指揮監督の補佐については、まさにC署長を補佐する立場にあった被告人自身が単独で実施することが可能であり、かつ、実施すべきも

のである以上、そのような立場にないB地域官が協力すべきであったとはいえない。

この点、機動隊の出動要請に関して、これがC署長を介して実施されるものに限っていえば、被告人とB地域官との間で共同義務を觀念する余地もあるように思われる。たしかに、職制上は、C署長を補佐する立場にあった被告人も、C署長を介して機動隊の出動要請を実施することが可能であり、また、実施すべきであったということもできよう。⁽¹⁶⁾しかしながら、原々審・原審の認定によれば、被告人は、B地域官と異なり、午後八時頃の時点においても警察による規制が必要な混雑状況となったことを認識できず、本件事故の予見可能性が否定されていることに鑑みると、同時点において被告人が当該措置を実施することは事実上不可能であった。したがって、C署長を介した機動隊の出動要請を被告人とB地域官が互いに協力して実施すべきであったということではできないであろう。このことは、本決定が「本件事故発生の防止のために要求され得る行為」として、「被告人については、各時点を通じて、基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであった」と述べて共同義務を否定していることから裏づけられよう。

以上の理由から、本決定は、雑踏警備の実施段階においても、被告人とB地域官との間の共同義務の存在を否定したものとみられる。

V 本決定の意義とその射程

まず、本決定は、先にみた最判昭和二八年一月二三日刑集七卷一号三〇頁について、最高裁が過失共同正犯に関して正面から判断を示した二件目の事案であり、また、業務上過失致死傷罪について最高裁としては初めて共同正犯の

成否を論じたものであることから、過失共同正犯に関する最高裁の理解を考える上で参考となる貴重な一事例といえよう。とりわけ、「業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同で違反したことが必要である」として、過失共同正犯の成立要件を最高裁として初めて明示した点は、大きな意義を有する。

本決定が示した「共同の業務上の注意義務に共同で違反した」という要件は、注意義務違反行為の共同実行や共同義務の共同違反を過失共同正犯の成立要件としてきた従来の裁判実務の理解を踏襲したものとみられるが、最高裁としてもこのような理解を是認することが示された点で、今後の裁判実務や学説上の議論にも少なくない影響を及ぼしうるものと思われる。中でも、行為者らが分担する役割と事故防止のために要求されうる行為の相違を理由に、被告人らの共同義務を否定した本決定の判断は、かねて議論のあつた共同義務の問題について、その具体的内容や限界を考えるにあたって参考となろう。

このように本決定は、複数人の過失が競合した事案において過失共同正犯の成否を考える上で、裁判実務・学説のいずれにとつても、参考となる判断が示された事案として位置づけることができるものと思われる。⁽¹⁷⁾

- (1) 同決定に関する評釈として、たとえば、岡部雅人「判批」刑事法ジャーナル二五号（二〇一〇年）八八頁、山本高子「判批」法学新報一一八巻七・八号（二〇一一年）二二一頁など。
- (2) 当時の刑事訴訟法二五〇条によれば、当時の業務上過失致死傷罪における法定刑の上限は懲役五年であつたことから、公訴時効は五年を経過することによって完成するものとされていた。
- (3) 刑事訴訟法二五四条二項は、「共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める」と定める。本

件における被告人の強制起訴と公訴時効との関係を示すと、概略以下のとおりである。

平成一三年七月二一日 本件事故発生

平成一三年七月二八日 本件事故における最終の死傷結果の発生（時効の進行が開始）

平成一四年一月二六日 B地域官が業務上過失致死傷罪で起訴

平成一八年七月二八日 業務上過失致死傷罪における公訴時効の期間（五年）が経過

平成二三年四月二〇日 被告人が業務上過失致死傷罪で強制起訴

平成二三年六月一八日 B地域官の有罪判決が確定

したがって、被告人がB地域官の「共犯」とされた場合、B地域官に対する起訴によって平成一四年一月二六日から平成二三年六月一八日まで時効が停止していたことになり、被告人に対する強制起訴は時効の完成前になされたこととなる。

- (4) 本件原々審判決に関する評釈として、松宮孝明「判批」法学セミナー七〇七号（二〇一三年）一一七頁。また、同判決を取り扱った論稿として、土本武司「過失の競合と公訴時効の停止——明石歩道橋事件免訴——」捜査研究七四四号（二〇一三年）一二七頁、大塚裕史「過失の競合と過失犯の共同正犯の区別——明石花火大会歩道橋副署長事件判決を手がかりとして——」『野村稔先生古稀祝賀論文集』（成文堂、二〇一五年）二〇九頁。

- (5) 本件原審判決に関する評釈として、松宮孝明「判批」速報判例解説（新・判例解説 Watch）一六卷（二〇一五年）一六三頁。また、同判決を取り扱った論稿として、大塚・前掲注（4）二〇九頁。

- (6) 一般に、刑法二五四条にいう「共犯」は、共同正犯、教唆犯、幫助犯などの刑法総則上の共犯と、いわゆる必要的共犯を含むものとされる。河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第五卷（第二版）』（青林書院、二〇一三年）一三五頁（吉田博視）参照。

- (7) 同趣旨の指摘をなすものとして、成瀬幸典「判批」法学教室四三五号（二〇一六年）一七八頁。これに対して、本決定が被告人の過失の有無に関して何ら言及していない点を疑問視するものとして、松宮孝明「判批」法学セミナー七四三号（二〇一六年）一三三頁。

- (8) 過失共同正犯に関する判例の推移の詳細については、拙稿「過失共同正犯の処罰根拠とその成立範囲について」中央大学大学院研究年報法学研究科篇四四号（二〇一五年）三五七頁以下参照。

(9) なお、共同の注意義務と類似した表現を用いるものとして、奈良地判平成二四年六月二二日判タ一四〇六号三六頁（山本病院事件）は、執刀医であった被告人らはその能力や経験から互いに危険な手術を実施すべきではなかったことを理由に、共通の注意義務を負っていた旨判示している。

(10) たとえば、前掲東京地判平成四年一月二三日判時一四一九号一三三頁や前掲札幌地裁小樽支判平成一二年三月二一日判時一七二七号一七二頁においては、この種の具体的事情が罪となるべき事実として記載されるとともに、事実認定の補足説明中でも共同注意義務の認定にあたり指摘されている。このような事実関係の取り扱い、過失共同正犯の成立を肯定したその他の裁判例にもみられる。

(11) 刑集七〇巻六号五四三頁以下参照。

(12) これに対して、本件においても警備計画策定段階での共同義務を肯定することが可能であるものとして、金子博「過失共同正犯論の現在——最高裁判平成二八年七月二二日第三小法廷決定を契機として——」刑事法ジャーナル五一巻（二〇一七年）二二頁以下。

(13) 事実、最決平成一九年三月二六日刑集六一巻二号一三一頁（横浜市大病院患者取違え事件）などにおいて、複数人の過失が競合している場合に被告人らが負うべき注意義務を、各人それぞれについて具体的に把握・認定しようとする裁判実務の姿勢が見て取れる。

(14) 同趣旨の指摘をなすものとして、成瀬・前掲注(7)一七八頁、前田雅英「判批」捜査研究七九〇号（二〇一六年）五三頁、古川伸彦「過失犯はいかにして『共同して』『実行』されうるか——明石歩道橋事件を機縁として検討の筋道を洗い直す——」刑事法ジャーナル五一巻（二〇一七年）一〇頁。

(15) 刑集七〇巻六号五四一頁以下参照。

(16) このことから、たとえば金子・前掲注(12)二〇頁以下は、本件においても雑踏警備の実施段階での共同義務を肯定することが可能であるとみる。

(17) そのほかに、本決定の評釈として、前田雅英「判批」W L J判例コラム臨時号第八二号（二〇一六年）、金子博「判批」TKCローライブラリー新・判例解説 Watch 刑法 No. III（二〇一七年）がある。

〔附記〕 本稿脱稿後、本決定の評釈として、嶋矢貴之「判批」『平成二八年度重要判例解説』（有斐閣、二〇一七年）一六六頁に接した。

（本学法学部助教・本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍）